資料５

シラスウナギ（特定水産動植物）について

令和５年１２月１日から、

シラスウナギが追加されました

○令和２年12月１日から、特定水産動植物（アワビ、ナマコ）の採捕が禁止されましたが、令和5年12月１日からシラスウナギが適用されました。

※シラスウナギ･･･１３cm以下のウナギ

○道内では、漁業が成り立つほどの資源は確認されていませんが、河口域で生息が確認されている。

○遊漁者、漁業者が違法な採捕、間違って採捕しないよう、周知を行っています。

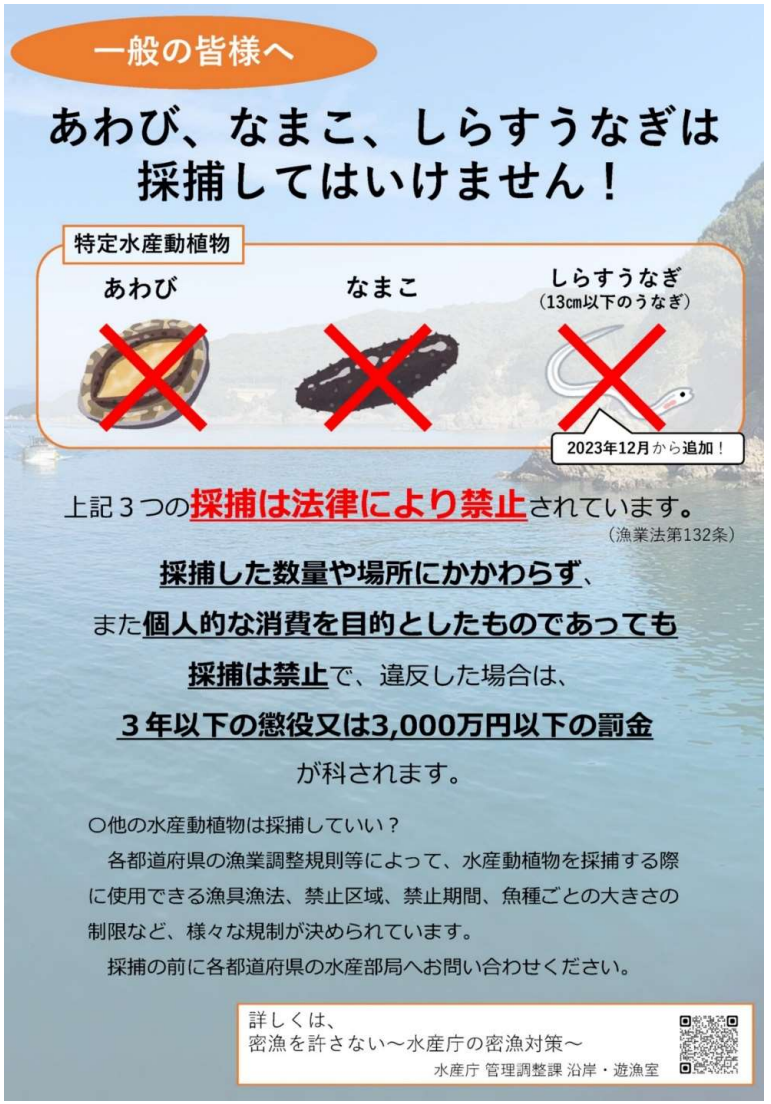

（水産庁資料）